

◎ 国に対し働きかける事項

1、年金・医療・介護関係

(1)年金について

- ①国民の受給権を守るため、年金記録の確認と立証責任は国にあることを明確にし、紙台帳とコンピューターの正確な加入記録を作成すること。
- ②現在の年金制度を改め、「基礎的暮らし年金」（一階建て部分／全額税方式／誰でも必ず月8万円）と「所得比例年金」（二階建て部分）を組み合わせた新制度とすること。
- ③公的年金制度の運営管理は、公共サービスの根幹であり、国が責任を持って行うこと。
- ④未納期間のそ及納付を認める年金確保支援法は、過去の特例納付や運用3号など不公平で場当たりの救済措置としないこと。
- ⑤保険年金支給開始年齢の引き上げは行わないこと。
- ⑥全ての障がい者に障害者年金が支給されるようにすること。

(2)医療改革について

- ①医療費抑制政策から医療の効率と質を重視する政策へ転換すること。
- ②高齢者医療費の窓口負担の引き上げや、「後期高齢者医療制度」を凍結し、これ以上の医療費自己負担の増をストップし、きめ細かな低所得者対策を行うなどの見直しを行うこと。
- ③地域医療を充実させるため公立病院への財政援助を行い、小児・産科等の周産期医療、救命救急医療制度を早急に整備すること。
- ④医師、看護師等の人材確保・充実を図ること。
- ⑤「患者の権利基本法」を制定すること。

(3)介護関係について

- ①高齢者が尊厳を持ち、その人らしく生きることの支えとなる介護保険制度の充実を図ること。
(ア) 在宅でも施設でも安心して生活が続けられるよう施設整備やサービスの充実を図ること。
(イ) 夜間や休日の家族介護を前提にする現行の在宅サービスを改善すること。
(ウ) 緊急時及びターミナルケアを支える医療サービスとの連携体制を強め、重度者の介護を支えること。
- ②国の介護給付負担金（25%）を35%に引き上げ、調整交付金を別枠にし、保険者の財政安定を図ること。
- ③介護拠点となる地域包括支援センターが充分機能するよう人員増などを強めること。
- ④介護保険施設（老人介護施設、老人保健施設、療養型病床）の必要数確保を進めること。
- ⑤介護保険料は、生活保護世帯に準ずる世帯の被保険者について減免措置を講じること。
- ⑥低すぎる介護報酬の改善を図り、劣悪、不安定な雇用状態におかれているパートや登録ヘルパーなど介護労働者の労働条件の改善を図ること。
- ⑦拙速な介護保険制度の被保険者の拡大と障害者自立支援法との統合は行わないこと。

(4)障がい者関係について

- ①障がい者の地域生活と自立を実現するために、社会基盤整備（就労の場、人の支え、住居など）の整備を強力に進めること。
- ②実効的かつ国際的基準に沿った障がい者差別禁止法の制定を一刻も早くおこなうこと。
- ③障害者自立支援法について抜本的な見直しをすること。
(ア) 法施行による各面への影響を早急に調査し、同法の検証を根本から行うこと。
(イ) 応益負担制度を抜本的に見直すこと。

- (ウ) 自立支援法から自立支援医療法を切り離し、従来の精神通院医療、育成医療、厚生医療に戻すこと。
- (エ) 障がい者程度区分の認定については、判定が実際の障がい程度より、軽くなるなど弊害が生じている。障がい当事者の個々の生活ニーズに基づく支給決定の仕組みをつくること。
- (オ) 地域生活支援事業の予算を大幅に増額し、自治体の積極的取り組みを促すこと。

(5) 生活保護関係について

- ① ナショナルミニマムを保障するため、国の保護費負担割合 3 / 4 を堅持すること。
- ② 保有できる資産の範囲や程度の判断基準を緩和し、再挑戦の可能性を高めること。
- ③ 老齢加算廃止の見直しを行い、これを復活させること。
- ④ ケースワーカーなど自立支援を担う人材の質と量を充実させること。
- ⑤ 生活保護法の正しい運用と第 3 者機関を設置すること。

2、環境関係

- ① 福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の影響と問題に関して、率先して対策を行うと共に、除染等の予算を確保すること。
- ② 原子力発電に依存せず、再生可能エネルギーを推進し、京都議定書の目標（2008□2012年）を達成すること。
- (ア) 産業界に温室効果ガス排出量の削減を義務付けること。
- (イ) 風力・バイオマス・太陽光・太陽熱等再生可能エネルギー（自然エネルギー）を推進すること。
- (ウ) 自然環境に大きな負担を与える大規模ダム開発から小規模（地域的）水力発電へ政策転換すること。
- (エ) 環境に負担を与えない交通体系への見直しと公共交通機関を充実すること。
 - ③ 有害化学物質、合成化学農薬の規制を強化すること。
 - ④ 「3Rイニシアティブ（リデュース、リユース、リサイクル）」を積極的に推進すること。
 - ⑤ 廃棄物の不法投棄に対する取締りを強化すること。
 - ⑥ 水環境保全と水に関する法律との一本化を図るため水基本法を制定すること。
 - ⑦ 土壌汚染対策、鉛対策を強化すること。
 - ⑧ アスベスト被害者への万全な補償を行うこと。

3、教育関係

- ① 放射能除染対策について、国の責任において、教育施設（学校や幼稚園）や子どもたち関わる関係施設（講演や子どもの遊び場）等の除染対策、及び各施設で仮置きされている汚染土壌等の処理を早急に行うこと。
- ② 教育に対する公費支出を対GDP比6%水準に引き上げ、憲法と「子どもの権利条約」の精神を活かした教育行政を進めること。
- ③ 義務教育費国庫負担制度を拡充すること。
- ④ 競争と序列化を進め、教育を阻害する「全国一斉学力テスト」を直ちに中止すること。
- ⑤ 30人以下学級をめざして教職員標準定数法を見直すこと。
- ⑥ 教科書の無償制度を堅持すること。
- ⑦ 現行教員免許更新制を直ちに廃止すること。
- ⑧ 学校図書館に、専任の司書教諭を配置できるようにすること。
- ⑨ 人材確保法の趣旨にのっとり、義務教育等教員特別手当や教職調整額等を削減しないこと。

4、農林業関係

- ①食料自給率を50%、飼料自給率30%に引き上げ、政策を推進すること。
- ②戸別所得補償制度をより充実させ、多様な担い手確保、食料安定供給、環境と国土保全を図ること。
 - (ア) 中山間地域への支援を拡充すること。
 - (イ) 水田の多面的利用を推進し、環境支払いを充実させること。
 - (ウ) 農地・水・環境保全向上対策予算を増加させること。
- ③有機農法耕地・農産物の規模を増加させ、減農薬・減化学肥料農業を広めること。遺伝子組み換え作物の輸入を規制し、生産を禁止すること。
- ④輸入農畜産物・食品に対する監視を強化し、原料原産地表示を強化すること。米国産牛肉の輸入条件緩和を行わず、全頭検査を継続すること。
- ⑤食の安全を確保するため、国産牛の牛海綿状脳症（BSE）全頭検査を引き続き実施すること。
- ⑥「森林・林業再生プラン」は、国が責任（一般会計とし）をもって一体的に管理し、その組織・技術力・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直すこと。
- ⑦同時に、公共よりも効率・利益という安易な「国の出先機関の原則廃止」には、反対し、森林林業の再生を通じた雇用創出を図ること。

5、労働関係

- ①政府と財界の勤労国民生活を犠牲にした外需偏重の経済政策が今日の不況をもたらした。勤労国民の労働と生活の安定による「内外需のバランスの歪みの是正」が課題であるが、政府、財界は円高対策の名の下、海外への資本の展開と国内中小企業の切捨て、日航、JPなど大企業労働者、公務員賃金の大幅な賃金カット、合理化を進めている。このことは、国内労働者へあらたな低賃金と合理化を波及させることになり、不況をさらに深めることになる。国に対し、外需偏重の政策から勤労国民の雇用と生活の安定を求める政策への転換を強くもとめるべきである。
- ②「内外需のバランスの歪みの是正」は労働者が安心して生活のできる賃金の引き上げなどによる「配分の歪みの是正」と40%にせまる非正規労働、男女間の格差、企業の規模間格差などの「雇用の歪み」をただすことにある。「同一労働同一賃金」を基本に賃金格差の是正を国にもとめるべきである。また、全国一律の最低賃金を定め、地域別賃金はそれに上乘せ方式に変更すること。
- ③内需の受け皿として期待される農業、環境、医療・環境福祉などの分野が産業として成り立つよう条件整備を図ること。とりわけ、若い人たちが安心して生活できるよう賃金労働条件などの保障に力を尽くすこと。
- ④東北大震災の被災者が千葉をはじめ関東地区に避難しているが長期あるいは永住も考えざるを得なくなっている。「緊急地域雇用交付基金」の活用がおこなわれているが短期雇用から長期雇用の場づくりとして活用できるようすること。
- ⑤TPPへの加入は、農業のみならず、わが国労働者の賃金・雇用条件の抜本変更にたらす恐れがある。県は国に対し、TPP加入に反対の意思を引き続き強く表明すべきである。

6、男女平等関係

- ①民法を改正し、選択的夫婦別姓の導入と婚外子差別を撤廃すること。間接差別、ポジティブ・アクション制度を男女雇用機会均等法に盛り込むこと。

7、税制関係

- ①高額所得者の所得税の最高税率を50%に戻すなど、累進制を強化すること。法人税率を34.5%以上に引き上げ、租税特別措置は大胆に縮小・廃止すること。
- ②基礎控除38万円を増額し、公的年金等控除や高齢者控除を元に戻すこと。

③消費税率アップはやめること。

8、平和・外交関係

①航空自衛隊習志野基地に配備されている迎撃用ミサイル（PAC3）を撤去すること。

②来年は沖縄復帰 40 周年を迎える。しかし、今なお新たな基地を造ろうとする日米両政府の沖縄県民無視した普天間基地の辺野古など県内移設に反対すること。

◎ 県政に対する要求・要望事項

I) 県政全般

1、県政の民主的、透明性ある運営について

- ①住民参加の政策決定手段として住民投票条例を制定すること。
- ②福祉オンブズパーソン等、県民の社会的・公共安全システムの円滑な実施を図るため、主要な行政別オンブズパーソン制度を創設すること。
- ③公共事業は、地域発信型、住民参加、環境重視に転換すること。事業が実施をされる地域の住民が理解し、納得のいくように、参加と情報の公開を徹底すること。
- ④公正・適正な評価に基づいた委託契約を基準として設けると共に、公正労働、福祉、環境、人権、男女平等参画などの社会的価値を落札基準にした「政策入札」への転換を図るため、公契約条例を制定すること。
- ⑤市町村合併にあたっては、市町村、住民の自主的・主体的な判断を尊重すること。
- ⑥審議会・委員会委員は広く各層から公募や推薦により選任すること。任期を設け、長期にわたる選任や重複を避けること。

2、県民の平和について

- ①あらゆるテロ攻撃、軍事行動、戦争に反対し、県内の空港、港湾、公共施設の軍事利用を認めず、県民を戦争協力に巻き込まないこと。
- ②「日の丸」の掲揚、「君が代」の斉唱など、あらゆる場で強制しないこと。
- ③県内自衛隊基地の整理縮小、情報公開の促進を国に積極的に働きかけることと併せ、基地周辺住民の安全を確保し、騒音対策を十分に行なうこと。
- ④「平和記念館（仮称）」「歴史平和資料館（仮称）」などの建設を行うと共に、学校教育において平和教育・学習を推進すること。太平洋戦争の「戦争跡地」の調査・保存を推進するために、県内市町村における平和行政施策の調査をし、平和行政の推進を図るよう指導すること。そのために県に担当窓口を設置すること。
- ⑤県内自衛隊基地の米軍使用に反対すること。県内基地で事故が起きた場合、どんな小さな事故でも関係市町村に報告するよう求めること。

3、少子高齢化社会が進展するなか、医療・介護・福祉など県民福祉を重視する県政を推進すること。

4、放射能対策について

東葛6市をはじめ県下各市町村による「放射能対策」に対して、県として全面的なバックアップ体制を取ること。具体的には、

- ①高い放射線量が測定されている市は、測定器（空間線量計）を市民に貸し出す状況もある。必要とする市には、測定器を貸し出すこと。
- ②放射性物質により汚染された汚泥や焼却灰、放射性物質の除染による汚染物の処理について、早急な方針を示す事。
- ③各県立学校や兼管理地における放射能測定と除染活動を積極的に進める事。

5、介護、福祉、医療、環境、教育など県民生活に根ざした分野における雇用の創出を図ると共に時短の推進、不払い残業規制、均等待遇の確立など公正なワークルールづくりを積極的に推進すること。

6、男女共同参画社会づくりを全ての分野で進めること。

7、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を実効あるものにするための取り組みを進めること。

8、食の安全確保に万全を期すること。また、食品安全行政の充実に向け、食品の流通・表示・農畜産物に対するトレーサビリティの充実・強化を図ること。

II) 施策体系別

[総務部関係]

1、災害対策

① 3. 1 1 東日本大震災の経験から災害の迅速な予知情報機能の整備、ハザードマップを基本とした防災対策の充実を図ること。

② 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、公共施設の耐震性の向上、電気・電話等の系統の多重化、避難場所や消防水利の整備など積極的に対策を講じること。

③ 災害に弱い京葉線など県内交通機関の安全対策を早急に進めること。

2、県民の安心・安全の維持・向上のため職員定数の確保につとめること

3、成田線の複線化について早期実現を図ること。

4、県の非常勤職員の賃金、労働条件の均等待遇を図ること。

[総合企画部関係]

1、男女共同参画社会の推進について

① 男女がともに働きやすい職場となるように、県内の事業所に対して、労働基準法、男女雇用機会均等法などの法律を周知徹底させ、実効性を確保するように指導・支援すること。特に育児・介護休業法、看護休暇制度などの利用が拡大するように、県内の事業所を積極的に指導すること。

② 女性の参画を促進するためにも、職域の拡大や能力開発につとめ、管理職登用も推進するよう、県内の事業所を指導すること。特に、県の職場においてモデルとなるように、積極的に推進すること。教育関係の管理職が全国的にみても少ない現状の改善を図ること。

③ セクシャル・ハラスメント防止のために、事業主の配慮義務を徹底し、企業の相談活動などを積極的に行うこと。

④ DV（ドメスティック・バイオレンス）の対策について、被害者の保護・支援のための公的施設（シェルター）を県内に分散して設置すること。また、現在活動している民間施設（団体）にたいしても、積極的に支援を行うこと。

[健康福祉部関係]

1、高齢者福祉対策

① 新介護保険制度は制度欠陥があるため、県は早急にその実態を調査し、当面の改善と制度改革を進めること。

② 高齢者の地域における総合的な相談の場である地域包括支援センター、および「地域支援事業」の人員増などの充実を図ること。

③ 介護保険の保険料は、生活保護世帯に準ずる世帯の被保険者について減免措置を講ずるように市町村を指導し、制度として確立するよう国に働きかけること。介護を必要とするすべての人が介護保険を

利用できるように、利用料の支払い困難者に減免措置を講じるように市町村を指導・助成すること。
また、制度として確立するよう国に働きかけること。

④低すぎる介護報酬の改善を国に働きかけ、劣悪、不安定な雇用状態におかれているパートや登録ヘルパーなど介護労働者の労働条件の改善を図ること。（一時金などを復活させること）

⑤サービスの質の向上と平準化を図る上で行政の果たすべき責任は大きくなっている。市町村がその地域に応じ、外部評価制度などをとりいれ、質の向上にむけたきめ細かな諸施策を積極的に推進するよう指導し、そのための助成を図ること。

⑥介護施設（老人介護施設、老人保健施設、療養型医療施設）の入居待機者が激増している。早急に施設整備を図ること。利用者負担が過重にならないよう国に働きかけること。

⑦ケアマネジャーの協力を得ながらサービスの需要と供給の具体的状況を把握するように市町村を指導すること。

⑧老人医療費の助成制度を県としても実施すること。高齢者の生活自立のために、生活路線バスや市内循環バス網の整備や運賃の割引制度を促進すること。

2、障がい者福祉対策

①県が進めている障害者自立支援法の影響調査を踏まえ、制度の在り方について国に意見を提出すると共に、県としての支援策を強化すること。

②成立した「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり」の意義の普及と実効ある取り組みを進めること。

③「千葉県福祉のまちづくり条例」の現行整備基準を改め、公共性の高い建造物、商業施設、医療施設、学校、交通機関等の設備は、電動車椅子を含む車椅子等の単独利用の可能なものにする。

④障がい者の職域拡大、小規模作業所への援助

（ア）障がい者の雇用促進をはかるため、公共機関で率先して雇用を推進し、法定雇用率を達すること。また、ジョブコーチ、生活支援ワーカーを活用し、行政や地元企業のみでなくNPO等の市民活動団体と提携して、雇用する職種の拡大や受け入れ体制の整備に取り組むこと。

（イ）小規模作業所に対し運営費補助を増額すること。

（ロ）市町村障害者生活支援事業が各市で取り組まれるよう指導すること。

⑤福祉施設で働く人々の処遇改善

（ア）福祉施設において、安易に臨時、非常勤、パート職員による運営がされないことにならないように、その採用基準を明確にし、公正な運営がされるよう指導すること。

（イ）福祉施設において、福祉職給料表の導入と適正な運用がされるよう指導すること。

⑥福祉サービスについて外部評価システムの体制をつくること。

3、児童福祉対策

①子どもたちが、健全に学校・地域のなかで成長できるように、諸事業の内容を「子どもの権利条約」の精神を活かして推進すること。

②次世代育成支援対策推進法の「行動計画」の推進と財政支援の充実を図ること。

③小児医療・救急体制、妊婦の検診の公的補助の充実を図ること。

④児童虐待の取り組み強化と、児童相談所、児童養護施設の充実・整備を図ること。

4、医療対策

①医療問題の緊急性は、医師不足が深刻な山武地域等だけの問題ではない。県の「医療計画」を抜本的に見直すこと。このため、県及び地域で住民、医療従事者、保健事業者、医療機関、臨床研修病院の代表、行政等があつまり、医療評議会（仮称）をつくり、県民のための「医療計画」をつくること。

さらに、公的医療機関に対する県の財政支援を強化すること。

②救急医療、医師不足問題が深刻な山武地域における医療圏見直しに基づく対策について関係市町村、医師確保のため臨床研修病院との連携強化を図ること。

③日常的な医療や健康相談が受けられる「かかりつけ医」となる診療所と病院の役割分担を明確にし、新しい病診連携の体制をつくること。

④女性専用外来診療を県内各地に拡大すること。

⑤医療関係者が過重労働にならないように、労働条件の改善に努めること。

[環境生活部関係]

1、環境全般

①温室効果ガス「6%削減目標」の達成に向けて実効ある対策として、事業所・工場におけるエネルギーの適正管理、森林吸収源3.9%の確実な確保のための森林整備や都市緑化、ライフスタイル・ワークスタイルの見直しなど着実な施策を推進すること。

②アスベストについての実態調査と情報公開を徹底し、県民の健康相談を進めること。

③水辺環境保全対策、水質汚染根源対策の確立と強化を図ること。

④環境についての啓発と罰則の強化

(ア) 自然環境を守る施策と県民への環境保全学習を徹底すること。具体的には、各市にビオトープや生ゴミ処理機の設置などを進めること。

(イ) 産業廃棄物の不法投棄事件が増えている。「捨て得」にならないよう、罰則の強化など法整備をさらに強化すること。

⑤放射能対策として

(ア) 福島第一原子力発電所事故により県土が放射性物質によって汚染されている。除染対策を推進すること。

(イ) 除染対策に関して、特に子ども達の命・安全・健康を守る為に力を集中して対策を行うこと。

(ウ) 子ども達が学校等で食べる食材に関して検査を徹底すること。

(エ) 焼却灰等の汚染も心配されている、対策を徹底させること。

(オ) 放射能関連の問題に関して、より徹底した情報公開を行うこと・

2、公害対策

①工場排水における水質調査や立ち入り検査など県のチェック体制の強化を図ること。

②ダイオキシン対策の強化

(ア) ダイオキシン類発生防止対策調査結果を公表すること。

(イ) ダイオキシン測定地点を増やすこと。調査結果の分析と今後の対策をたえず県民に示すこと。

(ウ) ダイオキシン類などが発生する可能性のあることから、清掃工場で働く人々の健康調査を定期的実施するよう指導すること。調査結果と今後の対策を県民に示すこと。

(エ) 処分場内の焼却灰を定期的に調査し、住民への被害状況などを調査すること。調査回数、結果は必ず公表すること。焼却灰の利用を促進すること。

③違法な廃棄物の野焼きを完全になくすために規制・監視を強化すること。その結果を県民に明らかにすること。

④手賀沼水循環回復行動計画ならびに第5期水質保全計画に基づいた一層の環境整備に努めること。

⑤産廃対策の強化について

(ア) 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」の10条、11条、12条の項に「設置許可の承諾を市町村又は住民同意を得る」の文言を挿入すること。

(イ) 不法投棄を一掃するため、指導権限のある「環境Gメン」制度を充実させ、徹底した監視と取

り締まりを強めること。

(ウ) 過去の不法産廃の調査を市町村と連携し行い、再活用策ならびに撤去を進めること。

3、環境保全関係

- ① 県残土条例(略称)による地質調査・指導體制の徹底を図ること。そのための職員を確保すること。市町村の立ち入り検査の結果について、県民に明らかにすること。
- ② 第二湾岸道路建設に反対すること。
- ③ リサイクル活動を促進、支援し、循環型社会を進めること。あらゆるゴミ消費の削減を図り、生ごみは堆肥化を促進すること。「生ゴミ・再利用推進調査」を公表し、今後の対策を示すこと。
- ④ クリーンエネルギー利用車の導入推進、新エネルギー対策の支援拡大などを講じること。
- ⑤ ポイ捨て禁止条例を制定すること。

4、水質対策

- ① 河川浄化をすすめるために 生活雑排水、工業排水による水質・土壌汚染が問題になっている。水質汚染の根源対策の確立と強化を図ること。
- ② 合併浄化槽の一層の普及促進と助成の拡大を図ること。
- ③ 農業団体等と連携のうね水田の農薬空中散布を出来るだけ減らし、農薬・化学肥料の適正使用の指導を図ること。
- ④ 飲食店等小規模事業所排水の浄化対策の強化を図ること。
- ⑤ 地下水の利用者も多いことから、地下水の水質保全に全力をあげること。

[商工労働関係]

- 1、雇用の安定と創出が貧困大国日本を変える基であり、政府の内需重視への政策転換と連動し、介護・医療・環境・教育・農業など「人への投資」「地域の活性化」策を積極的に進めること。
- 2、県行政における雇用・労働担当機構を強化し、雇用の安定創出、労働条件と環境の改善、充実を図ること。
- 3、職業相談、生活支援など複数の手続きが1部門で相談できるワンストップサービスなど人に易しい、わかる行政機構へ改善をおこなうこと。
- 4、内需を担う農業、医療・介護など福祉、環境などの分野は地域に密着し、県・市町村のエリアとしてある。「雇用・労働は国事業」の観念を抜本的に払拭し、県として自主的主体的とりくみを進めるべきである。
- 5、すでに、野田市では、市内労働者、とりわけ地域の小零細業で働く人々の労働と生活の改善のため「公契約条例」「パーソナルサポートセンタ」「無料職業紹介所」の開設など行い、実績をあげている。その検証を行い、県内に広げるよう取り組まれない。
- 6、パート・非正規労働など雇用形態における差別、規模間格差、男女間格差など格差の実態について調査し、その改善を図られたい。
- 7、若者雇用、女性雇用の改善について
 - ① 若者雇用について
(ア) ちば若者キャリアセンターの充実をさらに図ると共に、市町村におけるとりくみを広げること。
(イ) 介護、医療など福祉、環境、農業などの分野は若者が希望をもって働きたいものである。すでに先進的とりくみが生まれており、若者たちの交流・就労体験などの場を積極的に作る必要がある。
 - ② 女性の雇用
(ア) 母子家庭の経済的自立に向けてある「母子家庭等自立支援給付金事業」の拡充と制度適用を積極的に広げること

(イ) 男女雇用機会均等法および指針や改正育児・介護休業法の周知、徹底をはかること。

8、障がい者雇用について

- ①民間企業に対し、障がい者の法定雇用率達成に向けた指導を強めること。
- ②障がい者の就業機会の増大のため、企業、福祉施設などとのネットワークづくりを進めること。
- ③ジョブコーチ制度をひろげ障がい者が職場で就業できるよう援助をすること。
- ④障がい者の就労機会を広げるため、運転免許取得のための援助を進めること。

[農林水産部関係]

- 1、2010年度の食料自給率は39%となった。千葉県は30%前後といわれているが、千葉県として自給率の向上に向けて具体的な施策を講ずること。併せて、地域経済を担う産業としての農林水産業、活気に満ちた農漁村を築けるよう必要な施策を講ずること。
 - ①県内の食料自給率の向上に対する方針と、主要農産物の生産量、およびこれに必要な農地面積の目標を明らかにすること。
 - ②県農産物の県内需要の拡大と、生産農家の経営安定、所得確保のための具体的実施計画を早期に策定すること。
 - ③耕作放棄地の集積利用、請負耕作など、耕地利用率の向上のため、農地の有効利用に対して県単独事業をさらに充実し、積極的な支援を行なうこと。
 - ④中山間地域対策等の振興と対策の充実を図ること。
 - ⑤「千葉ブランド」確立のため、新作物・新品種の開発に努めること。地場農産物の拡大宣伝に努め、その自給拡大を図ること。
- 2、牛海綿状脳症（BSE）、鳥インフルエンザ、口蹄疫、コイヘルペス等、家畜・家禽等への感染症の発病・拡大を防止するための安全対策の徹底を図ること。国産牛の牛海綿状脳症（BSE）全頭検査を引き続き実施すること。
- 3、農林産物を鳥獣被害から守る対策を強化すること。
- 4、環境にやさしい農業をさらに促進させること。
 - ①ちばエコ農業をより拡充し、安全な農産物生産のため環境にやさしい農業をより促進すること。
 - ②農薬、化学肥料の適正使用を指導し、あわせて、残留農薬等の検査体制を強化し食品の安全性を図ること。
 - ③家畜排出物の共同処理施設の設置助成と土壌還元、家畜飼料用稲わらの確保・リサイクル等資源循環型農業の確立を推進すること。
 - ④堆肥に適正な表示を行い、販売促進のため、ネットワークシステムや登録をいっそう促進すること。また、液肥の活用が促進される施策を明らかにすること。
 - ⑤農業用水路を利用した小水力発電を促進すること。
- 5、農林業の若い担い手の育成確保に特別な支援措置を講ずること。また、認定農業者、中核農家、農業法人等の育成を図るため、経営支援等多様な措置を行うこと。
- 6、食の安全確立に万全を期すること。また、食品安全行政の確立に向け、食品の流通・表示、農畜産物に対するトレーサビリティの充実・強化が必あり、国に対して働きかけを行うとともに事業所等へ指導の徹底を図ること。

7、農林地等への産業廃棄物等の不法投棄に対する取締りを強化すると共に、不法投棄され、山積み状態となっている産業廃棄物等は早急に撤去すること。また、県内にある産業廃棄物処分場へのセシウム汚染汚泥の搬入を止めさせること。

8、女性の地位向上を図り、農家内の「家族経営協定方式」を奨励指導すること。

9、森林の果たす役割を重視し、林業対策を強化すること。

- ①林業の担い手づくりを充実させること。
- ②水源林の保全整備対策を十分に行なうこと。
- ③住宅等建築物への国産木材の利用を促進すること。

10、漁業を営む世帯、事業所の数が落ち込んでいることから、若年層を中心とした新規就業対策を行なうこと。また、沿岸漁業の振興、零細漁民に対する支援、水産物流通加工などの開発研究を進め、県特産物の消費振興を促進すること。

〔 県土整備部関係 〕

1、生活道路の整備をはかること。歩行者、自転車、車椅子等が安全に通行できるように道路の整備促進を図ること。

2、国道16号の渋滞解消に努めること。

3、市町村と連携し、交通安全対策として、道路・地名など案内板の再点検をするとともに増設、整備を進めること。

4、道路の整備に際しては、地元負担をなくすこと。

〔 都市部関係 〕

1、下水道整備計画、補助対象の積極的拡大を図るとともに、補助金の増額を図ること。

〔 水道局関係 〕

1、安全でおいしい飲料水を確保するため、湖沼、河川の浄化対策に努めること。また、高度処理、塩素低減化などを図ること。

2、北千葉導水路事業の稼動に伴う、利根川木下取水場への影響の調査と水質監視体制を継続し対策を講ずること。

〔 教育庁関係 〕

1、「ゆとりある教育」の推進

- ①県議会における決議を尊重し「25人学級」を具体化すること。
- ②再任用による週20時間や30時間の短時間勤務者の配置や任期付き職員採用による教職員の雇用を進めること。
- ③教育相談充実のため、全高校にスクールカウンセラーを配置し、小学校においてもスクールカウンセラーの相談に対応できるよう増員、充実を図ること。
- ④いじめや不登校に対する相談員の養成・確保を行い、子どもサポートシステムを整備すること。

- ⑤臨時任用講師、非常勤講師を解消し、正規教諭として採用すること。
- ⑥中学校教員の免許外教科担当を解消すること。
- ⑦学校現場の現業職員の退職後補充の業務委託化・嘱託職員化をやめ、正規職員で後補充すること。

2、統合教育の促進

健全児・者と障がい児・者がともに生きる社会をつくるため、すべての障がい児・者の発達権、学習権を保障すること。そのために可能な限り普通教育との「統合教育」を進めること。また、そのための教育条件の整備をはかること。特に、障がい児・者の高校進学を可能とする条件を保障すること。

3、教育費の保護者負担軽減を図る措置

- ①奨学金制度を拡充し、貸与額の引き上げ・貸与条件の緩和、要保護・準要保護援助費扶助の充実を図ること。
- ②県立学校の入学検査料・入学料・授業料を引き下げること。
- ③私学助成については、引き続き公私間格差の是正に努めること。とりわけ朝鮮学校への支援を再度行うこと。

4、「子どもの権利条約」の精神を学校現場で生かし、男女平等の教育を進めること。学校行事や特別活動などに子どもたちの主体的活動がいかせるようにすること。

5、高校における学校間格差をなくし、「教育困難」な状況を解消するため、高校入試の学区を縮小すること。

6、学校給食の安全性を確保するため、健康に有害といわれる食器・食材を使用させないこと。食材料には地元の農産物を優先的に利用すると共に、経費の助成を図ること。

7、食材料には放射能汚染の不安のない、安全な食材料であることを検査確認し、結果を公表するとともに、できるだけ地元の農産物を優先的に利用すること。合わせてその経費を助成し、保護者の負担を軽減すること。

8、学校給食の食材や食器の洗浄には合成洗剤を使用しないこと。

9、文化・スポーツの振興をはかる措置

- ①地域の文化向上を図るため、民族芸能、資料等の保存および上演・演奏等の活動を助成するための予算措置を図ること。
- ②伝統工芸（文化）などの担い手として若者の就労を支援し、そのために必要な紹介・研修・助成・融資等の諸制度を整えること。
- ③芸術活動の国際化を図り、県民への質の高い芸術の提供に努めること。
- ④市町村の青少年の健全育成、生涯教育振興・スポーツ振興のため、施設の増設や充実強化と指導員の育成をいっそう推進すること。
- ⑤県南地域（館山市）に県立図書館を設置すること。

10、教員が健康で教育活動に専念できるよう労働安全衛生法の具体化を進めること。特に教職員の時間外勤務の実態を把握し、その解消のための条件整備に努め、具体的措置を行なうこと。

11、教員免許更新講習を実施しないこと。

12、人材確保法の趣旨に則り義務教育等教員特別手当や教職調整額等を削減しないこと。

13、県教育委員会における障がい者の法定雇用率の達成を早期に行うこと。

[警察本部関係]

1、信号機、ガードレール等の設置などハード面の促進とあわせ、各地区の安全協会・地区協議会等のソフト面の充実を図り、総合的な交通安全対策に努めること。

2、昨今、マスコミでも取り上げられ問題化しているように自転車による事故が多発している。

その原因は、根本的な問題として、自転車の原則車道通行をはじめとした交通ルールの認識が非常に弱く、また、その指導や教育も置き去りにされている。

また、自転車の逆走（右側通行）、無灯火、二人乗り、携帯電話をしながらの片手運転などの禁止という交通ルールの遵守は皆無に等しく、その指導や取り締まりは非常に弱く、事故に拍車をかけている。早急な対策を図ること。

3、公園や学校周辺などの夜間パトロールを強化すること。

4、地域社会の安全確保のため、交番配置の整備を図り、常駐体制に努めること。

5、凶悪犯罪、麻薬、青少年の薬物使用などの撲滅に向けた対策を図ること。

以 上